

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所等

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
(株)竹中土木	東京都江東区新砂 1－1－ 1	

(注) 建設業許可番号「1－」は国土交通大臣許可、「2－」は茨城県知事許可、「3－」は他県知事許可を表す。

2 指名停止措置期間

令和8年 9月17日 ～ 令和8年10月16日 (1か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 高萩市が発注する建設工事

4 事実概要

(株)竹中土木は、「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、同社社員が協力会社と共謀し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行い、事故の状況を虚偽陳述した。このことが、労働安全衛生法に違反するとして、同社社員が、令和8年6月10日に羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

高萩市建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第2 第18項第1号に該当する。

<高萩市建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第2 第18項第1号>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 18 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 業務に関し、法令に違反したとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内